

資料

1 計画策定の経過

日 程	項 目	内 容
平成23年1月21日	平成22年度 第1回 地域福祉推進懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○会長・副会長の選出 ○会議・会議録の公開・非公開等について ○保健福祉に関する計画の総合化について ○市民意向調査について ○その他について
平成23年3月18日	平成22年度 第2回 地域福祉推進懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉に関する計画の構成（案）について ○茨木市地域福祉活動計画（茨木市社会福祉協議会策定）について ○地域福祉ネットワーク再構築について ○その他
平成23年6月29日	平成23年度 第1回 地域福祉推進懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉に関するアンケート調査の単純集計結果について ○保健福祉に関するアンケート調査のクロス集計項目案について ○茨木市地域福祉ネットワークモデル事業について ○懇談会等開催スケジュールについて
平成23年7月1日	平成23年度 第1回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○平成22年度事業実績について ○高齢者保健福祉等に関する調査報告について ○茨木市地域福祉ネットワークモデル事業について ○介護保険法の改正等について ○懇談会等の開催予定について
平成23年8月5日	平成23年度 第2回 地域福祉推進懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉に関するアンケート調査のクロス集計結果について ○（仮称）茨木市総合保健福祉計画作成イメージについて ○障害者施策推進協議会 協議内容報告について ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会 協議内容報告について ○地域福祉計画・健康いばらき21 第2章の枠組について ○地域福祉ネットワークについて ○その他

日 程	項 目	内 容
平成23年8月19日	平成23年度 第2回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）茨木市総合保健福祉計画作成イメージについて ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案） 第1章～第3章について ○次期計画策定に当たっての国、府の考え方について ○地域福祉ネットワークについて ○その他
平成23年9月30日	平成23年度 第3回 地域福祉推進懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○茨木市地域福祉計画（素案）について ○健康いばらき21・食育推進計画（素案）について ○報告事項 第2回障害者施策推進協議会 協議内容について ○第2回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会 協議内容について ○その他
平成23年10月19日	平成23年度 第3回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案） 第4章～第5章について ○生活機能リスク等評価結果について ○その他
平成23年11月11日	平成23年度 第4回 地域福祉推進懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○茨木市総合保健福祉計画（第1編 総括編）（素案）について ○茨木市地域福祉計画（素案）について ○健康いばらき21・食育推進計画（素案）について ○報告事項 第3回障害者施策推進協議会 協議内容について ○第3回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会 協議内容について ○その他
平成23年11月21日	平成23年度 第4回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について ○その他

日 程	項 目	内 容
平成23年12月27日	平成23年度 第5回 地域福祉推進懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○茨木市総合保健福祉計画（第1編 総括編）（素案）について ○茨木市地域福祉計画（第2次）（素案）について ○健康いばらき21・食育推進計画（第2次）（素案）について ○パブリックコメントについて ○報告事項 第4回障害者施策推進協議会 協議内容について 第4回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会 協議内容について ○その他
平成24年1月17日	平成23年度 第5回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について ○パブリックコメントについて ○その他
平成24年2月27日	平成23年度 第6回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントについて ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について ○その他
平成24年3月21日	平成23年度 第6回 地域福祉推進懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントについて ○茨木市総合保健福祉計画（第1編 総括）（案）について ○茨木市地域福祉計画（第2次）（案）について ○健康いばらき21・食育推進計画（第2次）（案）について ○報告事項 第6回障害者施策推進協議会 協議内容について 第6回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会 協議内容について ○その他
平成24年3月22日	法定協議	○老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第7項の規定に基づき、大阪府へ計画書案を提出
平成24年3月29日	法定協議終了	○大阪府知事との法定協議が終了

2 茨木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会設置要綱

茨木市高齢者保健福祉計画等推進懇談会設置要綱（平成12年9月1日実施）の全部を改正する。

（設 置）

第1 茨木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、及び推進するため、茨木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 懇談会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 茨木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 茨木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進に関すること。

（組 織）

第3 懇談会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から推薦された者
- (3) 介護保険被保険者

（任 期）

第4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5 懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会 議）

第6 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（庶 務）

第7 懇談会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（秘密の保持）

第8 懇談会の委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、懇談会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

3 茨木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画懇談会委員名簿

平成23年4月1日現在

氏名	所属団体	備考
黒田 研二（会長）	関西大学人間健康学部 教授	
辰見 宣夫（副会長）	茨木市医師会 議長	
阿久根 昌夫	茨木市シニアカレッジ実行委員会 理事	
浦野 暁子	茨木市民生委員児童委員協議会 副会長	
蒲田 雄輔	第1号被保険者 代表	
神野 享士	茨木市高齢者サービス事業所連絡会 施設サービス事業所部会 副部会長	
赤土 公男	茨木市社会福祉協議会 事務局長	
関川 雅世	梅花女子大学現代人間学部 講師	
高島 日出	茨木市歯科医師会 副会長	
谷口 隆	大阪府茨木保健所 所長	
辻口 恵美子	茨木市人権擁護委員会 委員	
中尾 巖	茨木市高齢者サービス事業所連絡会 施設サービス事業所部会 会長	
中村 よし子	茨木市薬剤師会 副会長	
西野 博	茨木市老人クラブ連合会	
廣瀬 聡	茨木市老人介護家族の会 理事	H21. 8. 1～H23. 6. 30
坂口 義弘	茨木市老人介護家族の会 会長	H23. 7. 1～H24. 7. 31
藤田 智代美	第2号被保険者 代表	
古川 隆司	追手門学院大学社会学部 准教授	
丸山 武士	茨木市ボランティア連絡会 副会長	
山口 正弘	茨木市自治会連合会 会長	

（敬称略、会長・副会長を除く委員は五十音順）

4 地域包括支援センター一覧

	施設名	所在地	電 話
1	茨木市社会福祉協議会 地域包括支援センター	駅前四丁目7番55号	627-0114
2	茨木市地域包括支援センター 天兆園	安威二丁目10番11号	640-3960
3	茨木市地域包括支援センター 常清の里	清水一丁目28番22号	641-3164
4	茨木市地域包括支援センター エルダー	庄二丁目7番38号	631-5200
5	茨木市地域包括支援センター 春日丘荘	南春日丘七丁目11番48号	625-6575
6	茨木市地域包括支援センター 葦原	沢良宜東町14番31号	636-8000

5 相談協力員（まちかど相談薬局）一覧

	薬局名	所在地	電話
1	いぐち薬局	元町2番13号	621-6460
2	茨木さくら薬局	新庄町13番25号	620-6456
3	完誠堂薬局	別院町6番41号	631-5885
4	完誠堂薬局永代店	永代町8番16号101号室	620-1165
5	こころ薬局	元町1番23号	622-4816
6	さくら薬局	上中条一丁目11番7号	625-9436
7	ツバサ薬局阪急茨木店	竹橋町5番2号	624-9090
8	中村クギシン薬局	元町3番15号	622-2147
9	ひまわり薬局永代店	永代町7番10号	631-4812
10	ひまわり薬局別院店	別院町5番7号	645-7278
11	藤田屋薬局	元町2番23号	622-2025
12	完誠堂薬局中条店	下中条町10番11号	631-2227
13	スバル薬局	東中条町3番34号	621-1919
14	光薬局	駅前三丁目6番1号	622-2263
15	わかほ薬局	新中条町11番20号	631-7270
16	オリーブ薬局	舟木町5番20号アリスコート1階	638-0809
17	三愛薬局	大同町2番27号	635-4840
18	三愛薬局舟木店	舟木町1番22号	635-1151
19	ナカムラ薬局	大池一丁目2番6号	635-3078
20	回生堂薬局茨木店	中津町18番23号2階	630-1702
21	シティー薬局	双葉町8番19号	632-0751
22	シノハラ薬局	中津町18番23号	632-4317
23	ひまわり薬局	中村町15番2号	657-0255
24	清溪薬局	泉原874番地2	648-1515
25	あかね薬局	安威一丁目13番1号	641-7800
26	フタバサニー薬局	山手台三丁目30番30号	649-5139
27	あい薬局	南安威二丁目5番3号	643-3450
28	とらたに薬局	耳原一丁目17番22号	640-2886
29	つるまる薬局	西福井三丁目10番11号	641-3289
30	サエラ薬局白川店	白川一丁目3番18号	636-9366
31	サン薬局	西太田町12番8号	627-0687
32	フタバ薬局ハイツ店	東太田一丁目1番111号	620-2215

	薬局名	所在地	電話
33	星和薬局	総持寺駅前町4番17号	624-7839
34	ハセベ薬局駅前店	総持寺駅前町6番13号	627-6763
35	中島薬局	三島町1番9号	625-5130
36	マキノ薬局	三島丘二丁8番17号	526-6701
37	アピス薬局高田店	高田町11番1号	627-4058
38	アピス薬局花園店	花園二丁目2番22号	640-3351
39	アピス薬局中穂積店	中穂積一丁目2番51号104号室	645-2171
40	アピス薬局西駅前店	西駅前町13番2号	622-3741
41	オカダ薬局	北春日丘四丁目3番3号	625-6295
42	どんぐり薬局	中穂積一丁目7番36号	621-8000
43	メテイス下穂積薬局	下穂積一丁目3番103号	626-9012
44	アピス薬局茨木店	春日一丁目1番5号	645-6511
45	アピス薬局春日店	春日二丁目2番12号102号室	645-1101
46	さくら薬局北店	西田中町3番50号	631-7211
47	OGP薬局	真砂三丁目12番19号	638-7221
48	ハセベ薬局	水尾一丁目17番2号	634-0459
49	ピタリ薬局	水尾三丁目8番4号	632-5763
50	大池薬局さわらぎ店	沢良宜浜二丁目13番25号	635-3999
51	アピス薬局南茨木店	天王二丁目6番7号	645-6601
52	共栄薬局南茨木店	沢良宜西一丁目1番3号	633-4460
53	ドレミ薬局	沢良宜西一丁目4番12号	634-2811
54	まる薬局	天王二丁目10番24号	631-0218
55	ヤマト薬局	沢良宜西一丁目2番15号	634-5943
56	ヤマト薬局南店	沢良宜西一丁目14番37号	637-9147
57	さつき薬局	東奈良三丁目15番23号	632-8558
58	チバ保健薬局	東奈良二丁目14番30号	633-5564

6 用語説明

用 語	説 明
<p>あ行</p> <p>医療保険者による健康診査</p>	<p>「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国民健康保険や被用者保険などの医療保険者が実施する「特定健康診査・特定保健指導」、又は、全国の後期高齢者医療広域連合が実施する「後期高齢者医療健康診査」のことです。</p>
<p>か行</p> <p>介護サービス情報の公表制度</p> <p>国の目標 (認知症サポーター)</p> <p>グループケア</p> <p>軽費老人ホーム</p> <p>健康アンケート調査</p> <p>合議体</p> <p>高齢化率</p> <p>高齢者保健福祉計画</p> <p><small>ごえんせいはいえん</small> 誤嚥性肺炎</p>	<p>介護保険法に基づき介護保険サービス事業所・施設のサービス提供内容及び運営状況に関する情報を公表する制度です。</p> <p>人口比3%を目標としています。本市の平成26年(2014年)4月1日の推計人口を277,349人として算出すると8,400人となります。</p> <p>入所者をいくつかのグループ分けて食事等の日常生活のケアを行うことです。</p> <p>60歳以上の低所得者で居宅生活が困難な者に対し日常生活上の便宜を提供する施設でケアハウス、A型、B型があります。</p> <p>基本チェックリストを含む、高齢者の健康、生活状況等に関するアンケート調査のことです。</p> <p>要介護認定の審査判定を行う、保健、医療、福祉に関する学識経験者で構成された組織体のことです。</p> <p>総人口に占める65歳以上の人口の割合</p> <p>旧老人保健法に基づく老人保健計画の理念を引継ぎ、老人福祉法に基づく老人福祉計画と一体的にまとめたものです。</p> <p>細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎のことです。</p>

用語	説明
心のバリアフリー	高齢者や障害のある人が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、施設等のハード面整備だけでなく、高齢者や障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリア（障壁）を取り除き、その社会参加に積極的に協力していくこと。
さ行 生活援助員	市の委託により、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住している高齢者に対して、生活指導、相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを行う者のことです。
た行 地域ケア会議 超高齢社会 特定健康診査・特定保健指導	多職種が一堂に会して地域の課題や地域資源の活用について情報交換や協議を行い、地域包括ケアについて考えていく場のことです。 高齢化率が21%を超えた社会のこと。 生活習慣病の原因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群を発見し、食生活や運動等の生活習慣の改善を図り、生活習慣病の発症を予防するものです。
な行 7つの分野 二次予防事業対象者 日常生活圏域	「健康いばらき21」では、「食育推進（栄養・食生活）」、「身体活動（運動）」、「休養・こころの健康」、「禁煙・喫煙防止」、「自己の健康管理」、「歯と口の健康」、「みんなで進める健康づくり活動」の7分野を設定しています。 要介護状態等となるおそれの高い高齢者のことで、平成22年8月の国の制度改正により、「特定高齢者」から「二次予防事業対象者」に呼称変更されました。 高齢者が住み慣れた地域で介護保険サービスを受けられるよう設定した区域

用語	説明
ニュースポーツ	日本で昭和55年（1980年）頃から新しく考案・紹介された誰もが気軽に楽しめるスポーツのことで、グラウンド・ゴルフなど数百種類あるといわれています。
認知症サポーター100万人キャラバン	平成16年（2004年）12月に「痴呆」の呼び名が「認知症」に改められたことを機に、今後多くの人々に認知症が正しく理解され、認知症の方が安心して暮らせる町をつくっていく運動「認知症を知り地域をつくる10カ年」の一環として始まった普及・啓発キャンペーンのことです。 キャラバン・メイトと認知症サポーターを合わせて全国で100万人を養成する構想でしたが、平成23年（2011年）12月現在で既に300万人以上となっています。
認知症地域支援推進員	「認知症連携担当者」が平成23年（2011年）6月6日に名称変更されました。 医療機関・介護保険サービスや地域の支援機関をつなぐコーディネーターの役割を担います。
は行	
ヘルスプロモーション	1986年にカナダのオタワで開催された世界保健機構（WHO）の会議で提案された概念で、「人々が自らの健康を自らで管理し、改善できるようにするプロセスである」と定義されています。
法定後見（制度）	成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度からなります。 法定後見制度は、本人の判断能力が低下したとき、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等のいずれかの申立てにより、後見開始等の決定を行い、本人を支援する制度です。 任意後見制度は本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が低下したときの後見事務の内容と後見する人（任意後見人）を、自ら事前の契約によって決めておく制度です。

用語	説明
<p>ま行</p> <p>街かどデイハウス</p> <p>3つのライフステージ</p>	<p>要介護認定で自立と判断される、おおむね65歳以上の在宅高齢者を対象に、住民参加による非営利団体が、地域で高齢者の自立生活を支え、地域住民の福祉活動を促進する目的で、給食、健康チェック、健康体操、介護予防等のサービスを提供します。</p> <p>「健康いばらき21」では、乳幼児期から青年期までを「きらきら世代」、妊娠期・子育て期を含む壮年期・中年期までを「いきいき世代」、高齢期を「はつらつ世代」とし、3段階に分けています。</p>
<p>や行</p> <p>ユニットケア</p>	<p>施設の居室を10人以下のユニットに分けてそれぞれを1つの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うもので、食事や入浴、施設内の行事などをこのユニットごとに行います。</p>
<p>わ行</p> <p>WAM NET (ワムネット)</p>	<p>福祉保健医療関連の情報を総合的に提供するサイトです。</p>

茨木市民憲章

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和41年（1966年）11月3日制定

茨木市総合保健福祉計画＜第2編 分野別計画＞

第3部

茨木市高齢者保健福祉計画（第6次）

茨木市介護保険事業計画（第5期）

平成24年（2012年）3月

発行 茨木市健康福祉部高齢介護課
茨木市駅前三丁目8番13号
TEL 072-622-8121（代表）